

(訪問看護・予防介護訪問看護)

# 重要事項説明書

令和6年6月1日現在

## 個人情報の利用目的に係る同意書

### 1. 当事業所が提供するサービスについての窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

営業時間	月～金曜日の 9時～17時30分まで 国民の祝日、12月29日～1月3日、8月14～15日は休業として いますが、営業日・営業時間外でも相談に応じ対応しております。		
電 話	076-208-4195	責任者	管理者 川口 真理子
F A X	076-208-2082	担当者	管理者 川口 真理子

### 2. 訪問看護事業所の概要

事業所名	こすもす訪問看護ステーション金沢
所在地	金沢市諸江町下丁88番地1
事業所の指定番号	1760190791
職員の体制	管理者兼看護職員1名、看護職員25名
サービスを提供する 通常の実施地域	金沢市、かほく市、河北郡内

### 3. 事業者の概要

名 称	株式会社こすもす	法人種別	営利法人
代表者	木谷 幸子	設 立	平成11年8月
所在地	金沢市諸江町下丁88番地1		
ホームページ	<a href="http://ekango.com/">http://ekango.com/</a>		
事業内容	居宅介護支援、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護		
従事者資格	看護師 41名 准看護師 1名 理学療法士 3名 事務 3名	介護支援専門員 11名 介護福祉士 13名 作業療法士 2名	

### 4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態と認定されたご利用者様に対して、訪問看護サービスを提供し、居宅においてご利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療、福祉サービスを提供する者との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 5. 利用料金

(1) 介護保険による利用基本料金 ※地域区分7級地 1単位10.21円

訪問看護		要介護者			要支援者		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
	20分未満	321円	641円	962円	310円	619円	928円
	30分未満	481円	962円	1,443円	461円	921円	1,382円
	30分以上 60分未満	841円	1,681円	2,521円	811円	1,622円	2,432円
	60分以上 90分未満	1,152円	2,304円	3,455円	1,113円	2,226円	3,339円
理学療法士等 による訪問	20分 (1回)	301円	601円	901円	290円	580円	870円

※1：夜間（18時～22時）と早朝（6時～8時）の利用料は25%加算となります。

※2：深夜（22時～6時）の利用料は50%加算となります。

※3：介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

◎ 基本利用料金以外の主な加算料金 ※地域区分7級地 1単位10.21円

加算項目	計算	単位	基本料金		
			1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算 (*1)	1月につき	(I)500 (II)250	(I)511円 (II)256円	(I)1,021円 (II)511円	(I)1,532円 (II)766円
初回加算 (I)	1回につき	350	358円	715円	1072円
長時間訪問看護 加算(*2)	1回につき	300	307円	613円	919円
緊急時訪問看護 加算 (II) (*3)	1月につき	574	586円	1,172円	1,758円
サービス提供体制 強化加算 (I)	1回につき	6	7円	13円	19円
ターミナルケア 加算(予防除く)	死亡月	2,500	2,553円	5,105円	7,658円

(\*1)特別な管理が必要な状態のご利用者様に対して、1月につきIまたはIIの単位を加算します。

(\*2)特別管理加算のご利用者様に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護に引き続き訪問看護を行った場合、1回につき300単位を加算します。

(\*3)緊急時対応の体制をとるご利用者様に対して、1月につき600単位を加算します。

緊急時訪問看護加算                      利用する                      ・                      利用しない

(2) 医療保険による利用料

基本利用料：一回の訪問看護の時間（30分～1時間30分）	
後期高齢者訪問看護	1割負担（一定以上の所得者の方は3割負担）
前期高齢者訪問看護	2割負担（一定以上の所得者の方は3割負担）
一般訪問看護	3割負担

※24時間対応の体制をとるご利用者様に対して、1月につき6,400円を加算します。

24時間対応体制加算                      利用する                      ・                      利用しない

(3) 保険適用外（全額自費）の利用料については下記の料金となります。

訪問看護利用料（30分当たり）	3,000円
営業時間以外の訪問看護料	3割増
エンゼルケア	5,000円

(4) キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。

- ①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 無料
- ②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 一律500円

(5) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、月末までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

$\text{月額利用料の目安} = \text{基本利用料} \times \text{利用回数} + \text{加算料金} + \text{保険外料金}$
----------------------------------------------------------------------------------

## 6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、訪問看護(介護予防訪問看護)計画を作成し、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。）
  - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護（要支援）認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合（※この場合条件を変更して再度契約することができます。）
  - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ その他
  - ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
  - ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・利用者または、家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、各市町村の相談窓口又は地域包括支援センター等へ相談を行い、契約を解除させて頂く事があります。
- ・以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。  
セクシュアルハラスメント(体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等)  
その他(個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為)
- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りする場合があります。

## 7. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

## 8. 事故発生時の対応

- ・訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、ご利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 看取り期における支援について

看取り期において、利用者、家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、在宅での看護を支援いたします。

## 10. BCP（業務継続計画）策定について

自然災害、感染防止策には BCP 計画、ガイドラインに基づき、家族、地域、行政と協力し、利用者の安全の確保に努めていきます。

※非常災害時：実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域と連携に努めていきます。

※健康危機発生時：感染症対策委員を開催します。感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT 機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

## 11. 相談・苦情窓口

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所のサービスに関するご相談・苦情、および居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。管理者までお申し出ください。

相談・苦情に関する担当責任者	川口 真理子
----------------	--------

### (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

石川県国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談窓口	076-231-1110
金沢市 福祉健康局介護保険課	076-220-2264
内灘町 町民福祉部保険年金課	076-286-6702
津幡町 町民福祉部保健年金課	076-288-7924
かほく市 健康福祉部長寿介護課	076-283-7122

## 12. 虐待防止のための措置

※虐待の防止の指針に基づき対策を行いません。

※虐待の発生または、その再発を防止するための対策を講じるため委員会を設置し研修を行いません。

※虐待の発生または、再発を防止するための委員会を開催し、意識の啓発、虐待を発見時には行政の通報を行い、利用者の安全の確保に努めていきます。

虐待防止に関する担当責任者	川口 真理子
---------------	--------

## 13. 身体的拘束等について

サービス提供に当り、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。緊急やむを得ない理由とは、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことであり、事業所としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い、具体的な内容について、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録しておくこととします。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回開催すると共に、その結果について職員に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

## 14. プライバシー(個人情報)の保護

当社がサービスを提供する際に、ご利用者様やご家族に関して当社が知り得た情報については、決して他に漏れないようにします。ただし、ご利用者様へのサービス提供のために、サービス担当者会議など他の事業者等と情報を共有する必要がある場合は、契約時にご利用者様、ご家族に説明し同意書に署名または記名押印をいただきます。

## 個人情報の利用目的に係る同意書

株式会社こすもすが業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を次のとおり提供することについて同意します。

- 1 必要に応じて、サービス担当者会議等に用いる場合
- 2 必要に応じて、他のサービス提供事業者を提供する場合
- 3 治療等のため、医療機関に提供する場合
- 4 その他、正当な理由がある場合

訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明いたしました。

令和            年            月            日

事業者    所在地    金沢市諸江町下丁 8 8 番地 1

名 称    株式会社    こすもす

説明者    所在地    金沢市諸江町下丁 8 8 番地 1

名 称    こすもす訪問看護ステーション金沢

(指定事業者番号 第1760190791号)

氏 名    川口 真理子

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。  
また、個人情報の利用目的について確認した上で同意します。

利用者            住 所

氏 名

(署名代行者) 住 所

氏 名

(家族代表) 住 所

氏 名